熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱

制定　令和８年１０月７日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、教育支援センター、フリースクールその他の学校以外の教育施設（当該施設における活動が児童又は生徒の在学する小学校又は中学校において出席と認められるものに限る。以下「学校以外の教育施設」という。）に通所している義務教育段階の児童生徒であって不登校の状態にあるもののいる世帯に対し、熊本市不登校支援等推進事業補助金（以下「本事業」という。）を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則（昭和４３年規則第４４号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　本事業は、経済的な理由により学校以外の教育施設に通うことが困難な児童生徒に対し、経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会を確保することを目的とする。

（補助対象事業期間）

第３条　補助対象期間は令和８年１０月１日から令和９年１月３１日までとする。

（定義）

第４条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　小学校　熊本市の設置する小学校をいう。

(2)　中学校　熊本市の設置する中学校をいう。

(3)　児童　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢児童をいう。

(4)　生徒　学校教育法第１８条に規定する学齢生徒をいう。

(5)　保護者　学校教育法第１６条に規定する保護者をいう。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　熊本市内に住所を有すること。

(2)　当該児童又は生徒が、事業実施年度において、学校以外の教育施設で学ぶ不登校児童生徒であること。

(3)　学校教育法第１９条に規定する「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に相当する者で、熊本市から就学援助又は生活保護の認定を受けているものであること。

(4)　他の制度により、学校以外の教育施設までの交通費及び同施設における活動費の全額の支給を受けていないこと。

(5)　文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業」による調査研究のため、アンケート調査（個人を特定できる情報を除いた上で文部科学省に報告するものをいう。）に協力できる者であること。

(6)　熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第２号及び第３号の規定に該当しない者であること。

（補助対象経費等）

第６条　補助金の交付の対象となる費用は、学校以外の教育施設に通うための交通費及び学校以外の教育施設における活動に要する実費であって個人が負担したもの（次条において「実習費」という。）とする。

（補助額）

第７条　児童生徒一人当たりの年間上限額は２万２千円とし、交通費及び実習費の実績の一部を予算の範囲内で補助する。

２　保護者が２人以上の児童又は生徒を同時に送迎した場合における交通費については、児童又は生徒１人分の実費を補助する。

３　申請額が予算を超える場合における補助の額は、申請額を均一の割合で乗じて算出した額とする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付申請をしようとする場合は、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付申請書（様式第１号。次項において「申請書」という。）を市長に提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1)　熊本市不登校支援等推進事業補助金事業計画書（実績報告書）　（様式第２号）

(2)　施設利用確認書（様式３号）
(3)　通所証明書（様式４号）
(4)　出席扱い証明書（様式５号）
(5)　生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯が証明できるもの（市から発出された認定通知の写し等）
(6)　その他、市長が必要と認めるもの
３　第１項の申請書は、市長が定める日までに提出しなければならない。
（補助金の交付決定及び通知）
第９条　前条の規定による交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び補助金額について決定する。
２　前項の審査の結果、交付を行うことを決定したときは、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付決定（確定）通知書（様式第６号。次条において「交付決定通知」という。）により、当該申込者に通知するものとする。
３　第１項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、熊本市不登校支援等推進事業補助金不交付決定通知書（様式第７号）により補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。
（補助金の請求期限等）
第１０条　交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受領した日が属する年度の２月末日までに、熊本市不登校支援等推進事業補助金請求委任兼口座振込依頼書（様式第８号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。
（補助金の交付）
第１１条　前条の請求書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日が属する年度の３月末日までに、交付決定者が指定した口座に振り込む方法により補助金を交付する。
（決定の取消し）
第１２条　認定者に虚偽その他の不正の手段があったと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
２　前項の規定により交付決定を取り消したときは、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により通知するものとする。
３　第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を求めるものとする。
４　前項の規定により補助金の返還を請求する場合における違約加算金の請求及び当該交付決定者に対する他の補助金の支給の一時停止については、熊本市補助金等交付規則第１４条及び第１５条に定めるところによる。
（効果の測定）
第１３条　本事業の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。
(1)　教育支援センターを利用している児童生徒の利用回数の変化
(2)　不登校の状態にある児童又は生徒が在学する小学校又は中学校における当該不登校児童又は生徒の出席日数、成績評価の実施状況及び登校状況の変化
(3)　不登校の状態にある児童又は生徒の社会的自立に向けた意識、学習時間の変化
(4)　その他、特に必要であると認められる指標
（その他）
第１４条　この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和８年　月　日から施行し、令和８年１０月１日から適用する。
２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第８条関係）

令和　年　月　日

熊本市長　　宛

申請者（保護者）

住所

氏名

熊本市不登校支援等推進事業補助金交付申請書

熊本市不登校支援等推進事業補助金を下記のとおり交付されるよう、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額（上限額２万２千円）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

【対象児童生徒】

住　　所	
氏　　名	
学校名・学年組	
通所する教育支援センター及びフリースクール等民間施設名	

様式第２号（第８条関係）

熊本市不登校支援等推進事業補助金事業計画書（実績報告書）　【令和　　年　　月分】

※各月毎に作成

【基本情報】

児童生徒名	
申請者（保護者）名	
学校名	
学年	
施設名	

交通費及び 実習費に係る 総計（円）

【交通費関係（自家用車利用）】

利用手段	単価（1Kmあたり37円）	片道距離（Km）	送迎回数（回）	合計金額（円）
自家用車				
合計	-	-	-	

【交通費関係（公共交通機関利用）】

利用手段	区間（駅名・バス停名・電停名）	片道料金（円）	利用回数（回）	合計金額（円）
電車	～			
バス	～			
市電	～			
合計	-	-	-	

【実習費（体験活動や実習に要する実費）関係】

活動日	活動名	活動内容	実習費（円）
月　　日			
月　　日			
月　　日			
月　　日			
月　　日			
月　　日			
月　　日			
合計	-	-	

上記のとおり、虚偽なく報告いたします。

令和　　年　　月　　日　　申請者（保護者）氏名（自署）

備考】
※　各月毎に申請者（保護者）が作成し、申請書と併せて提出すること。
※　自宅から利用施設までの地図を添付すること。
※　実習費に関しては、「領収書」を添付すること。

【地図】



様式第３号（第８条関係）

施設利用確認書【令和　　年　　月分】

<table>
<tr><td colspan="2">児童生徒名</td><td colspan="2"></td><td>保護者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">学校名</td><td colspan="2"></td><td>学年</td><td colspan="2">年</td></tr>
<tr><td rowspan="12">通所日

合計

日</td><td>1</td><td colspan="2">月　日</td><td>12</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">月　日</td><td>13</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">月　日</td><td>14</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">月　日</td><td>15</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">月　日</td><td>16</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">月　日</td><td>17</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">月　日</td><td>18</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">月　日</td><td>19</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">月　日</td><td>20</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="2">月　日</td><td>21</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="2">月　日</td><td>22</td><td colspan="2">月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">体験活動や実習等に要する個人負担した実費</td><td>計</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">内訳</td><td>1</td><td>6</td></tr>
<tr><td>2</td><td>7</td></tr>
<tr><td>3</td><td>8</td></tr>
<tr><td>4</td><td>9</td></tr>
<tr><td>5</td><td>（記入例）材料費　１１０円</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり、通所したことを証明します。
令和　　年　　月　　日　　所在地　〒

施設名
代表者職・氏名</td></tr>
</table>

※各月毎に通所している施設が記入し、申請者（保護者）が申請書と併せて提出すること。

※実費の内訳は、必要に応じて行を追加し記入する。

※実習費に関しては、「実施要項（活動の計画が分かるもの）」「予算書（費用の内訳が分かるもの）」「参加者名簿（参加したことが分かるもの）」を添付する。

様式第４号（第８条関係）

令和　年　月　日

熊本市長　宛

所在地　　〒

施設名
代表者職・氏名

通所証明書

熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり証明します。

記

１　通所児童生徒

住　　所		
氏名・生年月日		年　　月　　日生
学校名・学年組	学校　　年　　組	

２　通所する施設の名称・通所期間（通所予定期間）

施設の名称	
令和　年度 通所期間 （通所予定期間）	令和　　年　　月　　～　令和　　年　　月まで か月間

様式第５号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

熊本市長　宛

学校名
代表者職・氏名

出席扱い証明書

熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記の児童生徒が教育支援センター及びフリースクール等民間施設への通所を出席扱いとしていることを証明します。

記

１　通所児童生徒

氏　　名	
学校名・学年組	学校　　年　　組

２　通所する施設の名称

施設の名称	

様式第６号（第９条関係）

発第　　号
令和　年　月　日

様

熊本市長

熊本市不登校支援等推進事業補助金

交付決定（確定）通知書

　　年　　月　日付けで交付申請のあった熊本市不登校支援等推進事業補助金については、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

１　補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
２　前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の支給を一時停止することがあります。
３　市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第１９９条第７項の規定により監査をすることがあります。
４　市長が必要と認めたときは、地方自治法第２２１条第２項の規定により、補助事業等の状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

様式第７号（第９条関係）

発第　　号
令和　年　月　日

様

熊本市長

熊本市不登校支援等援進事業補助金不交付決定通知書

令和　年　月　日付けで交付申請のありました熊本市不登校支援等進事業補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

１対象児童生徒氏名等
（１）氏名：
（２）在籍校：
（３）学年組：

２通所施設
（１）施設名：
（２）代表者：

３不交付の理由

様式第８号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

熊本市不登校支援等推進事業補助金請求委任兼口座振込依頼書

熊本市長　宛

申請者（保護者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話（自宅）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（携帯）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

熊本市が交付する令和　年度熊本市不登校支援等推進事業補助金の請求を熊本市総合支援課長に委任するとともに、下記の金融機関口座に支払われるよう依頼します。
その他、提出書類について、助成金額に影響しない軽微な修正を熊本市が行うことに同意します。

金　　額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

金融機関名				銀行 ／ 信用金庫 ／ 信用組合 農協 ／ その他（　　）				
				支店 ／ 出張所 ／ 本店				
預金種別	普通							
口座番号	／							
フリガナ								
口　座　名　義 ※申請者本人名義の口座								

（添付資料）
□振込先の分かるもの（通帳の写しなど）
金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの
申請者の普通預金口座に限ります。

※ゆうちょ銀行の場合は、表紙裏の見開きページの最下部の
「…他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」
とある欄の店名（支店名）や口座番号をご記入ください。
※ネット銀行等で通帳がない場合は、キャッシュカード表面のコピーなど、口座番号や
口座名義人が分かる書類を添付してください。

様式第９号（第１２条関係）

発第　号

令和　年　月　日

様

熊本市長

熊本市不登校支援等推進事業補助金交付決定取消通知書

熊本市不登校支援等推進事業補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、熊本市不登校支援等推進事業補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。

記

取消理由：